

唐五代期における都頭について

伊 藤 宏 明

はじめに

一連の都將研究で述べてきたように、唐末五代期における軍將研究に関心を持つようになったのは、筆者が華中・華南の藩鎮研究を進める中で、軍將の実態について理解できない箇所が多々あったからである。特に九世紀後半に江南藩鎮で起こった軍乱のリーダーであった都將と、十国の一つである呉越建国の母体となった杭州八都の都將とをどのように理解したらよいのか、という疑問であった。前者は、藩鎮の指揮官であり、後者は、県・鎮規模の指揮官である。なぜ軍の組織も規模も違う指揮官を同じ名称で呼ぶのか、この違いをどう理解すればよいのかが軍將研究の動機であった。

この疑問に一定の応えを与えてくれたのが、胡三省の都將・都頭に関する見解である。胡氏によれば、都將とは、複数の軍を指揮する都知兵馬使を指し、都頭とも称するとし、また都頭とは、初期に於いては複数の軍を指揮する「総帥」であり、後になって一軍⁽¹⁾都を指揮する「部帥」となったとする。⁽²⁾これを手がかりに両唐書・両五代史・『冊府元龜』・『資治通鑑』等の基本史料を比較分析したところ、都將とは、唐中期から五代期まで藩鎮・禁軍・行營管下の都知兵馬使、兵

馬使、都指揮使、指揮使、都虞候、軍使、鎮將、都頭などさまざまな軍職を指す一般的な総称であり、主に上級の軍職を指すことが分かった。さらに、都將は、唐末までは、主に都知兵馬使、兵馬使を指し、唐末から五代までは、主に都指揮使、指揮使を指すという时期的な変化が見られることも分かった。この変化は唐末から五代の時期に禁軍や藩鎮などでの軍制の再編があったことを予測させると結んだ。以上のことから、都將に関しては、胡三省が都將を都知兵馬使であるという理解だけでは不十分であるとし、江南藩鎮の都將は都知兵馬使・都指揮使相当の上級軍職であって、藩鎮の束ねとして複数の軍を指揮しており、藩帥につぐ地位にある者であり、一方、杭州八都の都將は鎮將と相当の軍職を指し、軍の末端の指揮官であるとし、両者は異なると結論づけた。その結果、従来、通説としていわれてきた江南藩鎮の都將が下級將校であり、その指揮のもとに起こった軍乱であるという理解は再検討の余地があるとした。⁽³⁾

こうした研究成果をもとに、本稿では、胡三省が指摘する都將⁽⁴⁾都頭、都頭⁽⁵⁾複数の軍隊を指揮する「総帥」或いは一軍を指揮する「部帥」を、都頭の視点から再検討しようとするものである。言い換えるならば、都頭は、都將と全く同じものなのか、都頭にも都將と同じような时期的変化が見られるのかを再検討してみたい。既に都將に関する論文の中で都頭について触れたが、⁽⁴⁾都將を中心に論を進めた関係上、史料面でも分析面でも不十分であったので、この点を含めて改めて論を進めるつもりである。⁽⁵⁾

次に都頭に関する従来の研究であるが、張国剛「唐代藩鎮軍將職級考略」⁽⁶⁾と鄭炳林・馮培紅「晚唐五代宋初歸義軍政權中都頭一職考辨」⁽⁷⁾を挙げる事ができる。前者は、唐代の都頭とは藩鎮・支州駐留軍・行營管下の都知兵馬使の総称であって、正式な軍職名ではないとし、また特例として都頭が出征・鎮戍の指揮官の職名を指す場合があるとする。これに対して後者は、張氏の見解を継承して、新たな指摘をする。すなわち敦煌文書史料を中心に分析して、敦煌歸義軍時期に現れる都頭を、(1)節度使府衙内の都頭 (2)地方州軍鎮内の都頭 (3)外交使節団内の都頭 (4)郷団社邑内の都頭の四つに類

型化し、都頭とは、一軍・一県・一鎮の軍事長官であり、諸軍を統轄する総帥あるいは節度使の衙前において軍務を統轄する上級軍将であるとし、特に帰義軍においては、「節度都頭・知衙前虞候」、「節度都頭・撰石城鎮遏使」、「都頭・知軍資庫官」、「都頭・知内宅務」等の例に見られるように、外遣内任の軍将・文僚などに都頭の名を冠しており、これは節度使との「親従」関係と節度使による腹心への威圧を意味していると特徴があるとする。その結果、都頭は一般的な呼称と加官的な性質から、宋代になって正式な軍職名となったと理解する。

ここで両者の見解について私見を述べてみたい。まず前者の張氏の見解であるが、胡三省のそれを出るものではない。後者の鄭・馮両氏の見解では、敦煌文書を駆使して緻密な分析をされているが、少々疑問が残る。それは、都頭が一般的な呼称であるといわれるが、敦煌文書に見られる史料には「都頭」と記されるのみで、これが一般的な呼称であるのか、正式な軍職名であるのかが史料から判断できないこと、提示されている史料には都頭が既に正式官職名化されている北宋のものが多く、これをもとに唐末五代期の都頭について言及されることに少々問題があること、都頭の名を冠していることから、節度使のとの人的関係を論じることには論理の飛躍が感じられること等である。

以上、筆者の問題意識と従来の研究成果を踏まえつつ自説を展開したい。

一 唐代における都頭

まず初めに唐代における都頭が史料の中でどのような意味で使われているのかを、両唐書・両五代史・『冊府元龜』・『資治通鑑』等の基本史料の比較を通して時代順に分析・検討してみることにする。

(一) 都頭 都知兵馬使

都頭という文字が最初に史料に現れるのが、『資治通鑑』卷二百四十一・唐紀五十七・憲宗・元和十四年(八一九)二月の条である。それによると、

〔平盧節度使〕⁽⁸⁾李師道、官軍の侵逼するを聞き、民を發して鄆州の城塹を治め、守備を修め、役、婦人に及ぶ。民益ます懼れ且つ怨む。都知兵馬使劉悟は正臣の孫なり。師道、之をして兵万余人を將いて陽穀に屯し、以て官軍を拒ましむ。悟、務めて寬惠を為し、士卒をして人人自ら便にせしむ。軍中、号して劉父と曰う。……又、師道に謂う者有りて、曰く、「劉悟、終に患いを為さん。早く之を除くに如かず」と。丙辰、師道、潜かに二使を遣わし、帖を齎(もたら)し、行營兵馬副使張暹に授けしめ、悟の首を斬りて之を獻ぜしめ、暹を勅して権りに行營を領せしむ。時に悟、方に高丘に抛り、幕を張りて置酒し、營を去ること二三里。二使、營に至り、密かに帖を以て暹に授く。暹素より悟と善し。陽りて使者と謀りて曰く、「悟、使府より還り、頗る備えを為す。忽忽にすべからず、暹請う、先ず往きて之に白して云わん、『司空、使いを遣わして將士を存問し、兼ねて賜物有り。請う、都頭、速かに帰り、同じく伝語を受けよ』と。此の如くせば、則ち彼、疑わず。乃ち凶るべきなり」と。使者、之を然りとす。暹、帖を懷にして走りて悟に詣り、人を屏(しりぞ)けて之に示す。悟、潜かに人を遣わして先ず二使を執らえて之を殺す。

時已に暮に向(なん)なんとす。悟、轡を按じて徐行し、營に還りて帳下に坐し、兵を嚴にして自衛す。諸將を召し、色を厲(はげ)しくして之に謂いて曰く、「悟、公等と死亡を顧みず、以て官軍に抗す。誠に司空に負く無し。今、司空、讒言を信じ、来たりて悟の首を取らんとす。悟、死せば、諸公、其の次ならん。且つ天子の誅せんと欲する所の者は、独り司空一人のみ。今、軍勢、日び蹙(ちぢ)まる。吾が曹、何為れぞ之に隨いて族滅せん。諸公と旗を巻き甲を束ね、還りて鄆州に入り、天子の命を奉行せんと欲す。豈に徒に危亡を免るのみならんや。富貴をも凶

るべきなり。諸公、以て何如と為す」と。兵馬使趙垂棘、衆首に立ち、良久しくして對えて曰く、「事果たして濟らんや否や」と。悟、声に應じて罵りて曰く、「汝、司空と謀を合わすや」と。立ちどころに之を斬る。偏（あまね）く其の次に問う。遲疑して未だ言わざる者有れば、悉く之を斬り、并せて軍中の素より衆の悪む所と為る者を斬る。凡そ三十余、帳前に尸す。余、皆股栗して、曰く、「惟だ都頭の命のまません。願わくは死を尽くさん」と。

とある。この記事の内容は、官軍に攻められた平盧節度使李師道が、部下であった都知兵馬使劉悟の消極的な態度を疑い、使者二名を行営兵馬副使張暹のもとへ派遣し、劉悟殺害を命じようとして、失敗した顛末を示したものである。この史料には都頭ということばが二箇所見られる。最初は、張暹が使者との会話の中で、劉悟のことを「都頭」と呼んでいるものである。このことから都頭が都知兵馬使を指していることがわかる。またこの「都頭」の文字に胡三省が「軍中、都將を稱して都頭と為す」という註を施している。胡三省が何を根拠にこのような註を施したかという疑問が湧いてくる。この点に関しては、もう一箇所の「都頭」が応えを与えてくれる。すなわち上記に引用した史料の後半部分——劉悟が李師道に謀反を決意した経緯が記された箇所に書かれた「惟だ都頭の命のまません。願わくは死を尽くさん」という兵士たちの会話である。この箇所に関して、『旧唐書』卷一百六十一・列伝第一百一十一・劉悟の条では次のように記している。

元和末、憲宗、既に淮西平らぐ。詔を下して「李」師道を誅せしむ。師道、「淄青都知兵馬使劉」悟を遣わし、兵を將いて魏博軍を拒がしめ、而も数しば悟に戦いを促す。悟、未だ進む及ばず。……都虞候、即時に先に還り、悟、之を劫かして其の実を得。乃ち諸將を召して與に謀りて曰く、「魏博の田弘正、兵、強し。出でて戦わば、必ず敗る。出でざれば、則ち死なり。今、天子の誅する所の者、司空一人のみ。悟、公等と皆驅迫する所と為り、其の死に就かしむ。其の來使を殺し、戈を整えて以て鄆を取り、大功を立て、危亡を転じて富貴を為すは何如」と。衆、咸曰く、「善し。唯だ都將の命ずる所のみ」と。悟、是に於いて立ちどころに其の使を斬りて、兵を以て鄆を取り、其の内城

を囲み、兼ねて火を以て其の門を攻む。

『資治通鑑』では「都頭」と記されてる箇所がこの史料では「都將」と書かれており、また都將が淄青都知兵馬使を指していることも確認できる。このことから都頭は都將とも表現されていたことが分かる。こうした史料の表現の中から、胡三省は註を施したのではなからうか。

以上のことから、都頭とは、節度使の地位につぐ都知兵馬使を示す呼称であることが確認できる。

(二) 都頭Ⅱ行營招討使

本節から第四節までは、都頭が都知兵馬使の意味以外の軍職名で使用されてる例について分析・検討を加えることにする。

咸通九年（八六八）十一月に唐朝は龐勛の乱鎮圧のために討伐軍を組織した。右金吾大將軍康承訓を総司令官として徐州行營都招討使に、神武大將軍王晏權を徐州北面行營招討使に、羽林將軍戴可師を徐州南面行營招討使に任命した。⁽⁹⁾ この中の戴可師が、翌十二月に、

戴可師、兵三万を將い、淮を渡り、転戦して前む。賊、盡く淮南の守りを棄つ。可師、先ず淮口を奪い、後に泗州を救わんと欲す。壬申、都梁城を囲む。城中の賊、少く、城上に拜して曰く、「方に都頭の與（ため）に出で降らんことを議す」と。可師、之が為めに退くこと五里。賊、夜、遁れ、明旦、惟だ空城のみ（『資治通鑑』卷二百五十一・唐紀六十七・懿宗の条）

とあるように、兵三万を率いて淮水を渡り、転戦して、都梁城を囲んだ際に、城中の賊兵が「都頭（戴可師を指す）のために投降を議論したい」と提案したために、それを信用して城から軍を五里遠ざけ、まんまとだまされたのである。この

記事から考えられることは、徐州南面行営招討使であった戴可師を「都頭」と呼称していたことである。すなわち都頭とは行営招討使を示す呼称と考えられる。

(三) 都頭Ⅱ都虞候

『資治通鑑』卷二百五十三・唐紀六十九・僖宗・乾符六年（八七九）二月辛未の条に見られる都頭の史料は次のようなものである。

河東軍、静楽に至る。士卒、乱を作し、孔目官石裕等を殺す。壬申、「河東節度・代北行営招討使」崔季康、逃れて晋陽に帰る。甲戌、都頭張鍇・郭朏、行営の兵を帥いて東陽門を攻め、府に入りて、季康を殺す。辛巳、陝虢觀察使高潯を以て昭義節度使と為し、邠寧節度使李侃を以て河東節度使と為す。

この記事は、河東藩鎮内で発生した軍乱に関するものである。管下の静楽県で軍の反乱が起こったが、その收拾もせず治所の晋陽に逃げ帰った節度使崔季康を都頭の張鍇らが行営の兵を率いて使府を攻めて崔季康を殺した事件である。これと同じ記事が『旧唐書』卷十九下・僖宗本紀にも見られる。それによると、

乾符六年春正月辛卯朔、河東節度使崔季康、静楽県より余衆を収合して軍を廻す。軍、乱れ、孔目官石裕を殺す。季康、衆に委ねて遁げて行営に帰る。衙將張鍇・郭朏、其の衆を率いて太原に帰るや、兵士、鼓譟して、東陽門を攻め、使衙に入る。季康父子、皆害せらる。……

十一月、制して、銀青光祿大夫・檢校右散騎常侍・河東行軍司馬・鴈門代北制置等使・石嶺鎮北兵馬・代北軍等使・上柱国康伝圭を、檢校工部尚書、兼太原尹、北都留守、河東節度使となす。時に伝圭、已に兵を率いて代州に在り。是の月、行営より赴任す。両都虞候張鍇・郭朏、烏城駅に迎えて、並びに之を殺す。軍中、震悚す。

とある。この『旧唐書』の記事には『資治通鑑』のそれと違って、後日談が記されている。すなわち同年十一月に唐朝が任命した新任の節度使康伝圭を都虞候張鏐ら拒否して殺害している記事が加えられている。この史料を見てみると、張鏐らの軍の地位を示すことばが「衙将」と「都虞候」二通りあることがわかる。一つは、節度使の使府を守る武将一般を意味する「衙将」と、もう一つは、使府内の正式な軍職名を示す「都虞候」である。したがって張鏐らの正式な軍職名は「都虞候」ということが考えられる。以上のことから、先に示した都頭は都虞候という軍職名を指すものと思われる。

(四) 都頭＝軍使

『新五代史』卷一・梁本紀第一・太祖上に、

唐の宦者劉季述、乱を作し、天子、東宮に幽せらる。天復元年（九〇一）正月、護駕都頭孫德昭、季述を誅し、天子、復位す。

と書かれている。この記事は、護駕都頭孫德昭が、昭宗を幽閉した宦官劉季述を誅殺して、昭宗を復位させた内容になっている。この記事と同じ内容を示すものに、『旧唐書』卷二十上・昭宗本紀の光化三年（九〇〇）の条と『資治通鑑』卷二百六十二・唐紀七十八・昭宗・同年の条がある。『新五代史』に記された「護駕都頭」がこの二つの史料の中でどのように表現されているか、ここに紹介して検討してみることにする。『旧唐書』では、

「光化三年」十二月乙卯朔、癸未の夜、護駕塩州都將孫德昭・周承誨・董彦弼、兵を以て劉季述・王仲先を攻めて、仲先を殺し、其の首を攜げて東宮門に詣き、呼びて曰く、「逆賊王仲先、已に首を斬りて訖（や）む。請う、陛下、宮を出でて兵士を慰諭せよ」と。宮人、鎗を破り、帝、皇后と方めて出づるを得。

と記されており、孫德昭が護駕塩州都將であったことが分かる。

